

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 12 号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「第10条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)